

平成 30 年 地域児童福祉事業等調査結果（速報）

目 次

調査の概要	1
-------	---

結果の概要

I 認可外保育施設の状況

1 施設数、利用児童数、保育従事者数	3
2 設置主体	5
3 健康診断	6
4 利用料	8
5 施設の今後の方向性等	10

用語の定義	13
-------	----

平成 30 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査、認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施している。また、平成27年からは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対する調査を毎年実施してきたが、調査項目の見直しや調査対象者の負担軽減等を考慮し、平成30年より地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）については社会福祉施設等調査に移管し、認定こども園（幼稚園型・地方裁量型）については調査を実施しないこととした。

平成30年は、認可外保育施設調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市

(2) 詳細票

児童福祉法第59条の2に基づいて届出された全国の認可外保育施設

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
認可外保育施設調査	10,048	7,830	77.9%	7,396

3 調査の期日

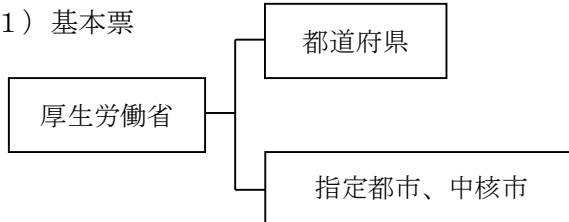
平成30年10月1日

4 調査事項

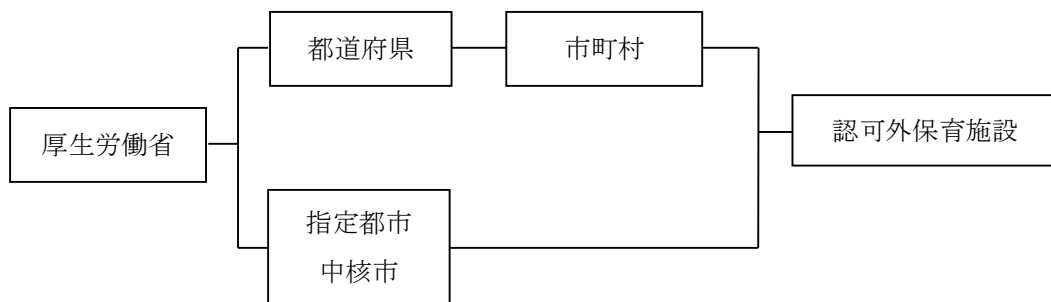
- (1) 基本票：施設名、所在地、設置主体、施設の類型、建物の形態 等
- (2) 詳細票：施設名、通常の開所時間、利用児童数、保育従事者数 等

5 調査方法及び系統

- (1) 基本票



- (2) 詳細票



平成 28 年調査までは、施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施した。

平成 29 年調査からは、行政情報から把握可能な項目を基本票として都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施している。

6 調査の集計

結果の集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。

7 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

「－」：計数がない場合

- (2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。
- (3) 速報値のため確報で改訂される場合がある。

結果の概要

I 認可外保育施設の状況

1 施設数、利用児童数、保育従事者数

認可外保育施設の施設数をみると、「事業所内保育施設」は2,406か所、「ベビーホテル」は662か所、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）」は667か所、「その他の認可外保育施設」は3,661か所となっている。

利用児童数をみると、「事業所内保育施設」は37,415人、「ベビーホテル」は11,139人、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）」は5,113人、「その他の認可外保育施設」は93,990人となっている。（表1）

このうち、利用児童数の割合を年齢別にみると、「事業所内保育施設」では0～2歳（低年齢児）の割合が68.1%と特に高くなっている。（図1）

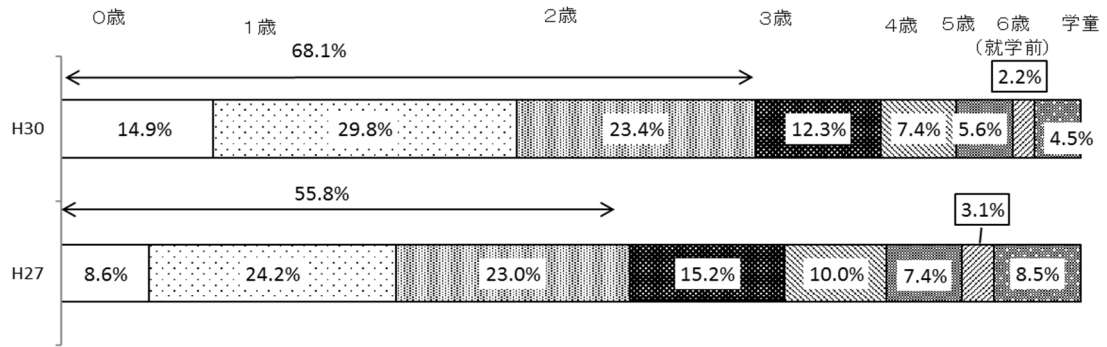
表1 認可外保育施設の類型別施設・事業数と利用児童数

	事業所内保育施設	ベビーホテル	ベビーシッター事業者	その他の認可外保育施設
施設数(箇所)	2,406	662	667	3,661
利用児童数(人)	37,415	11,139	5,113	93,990

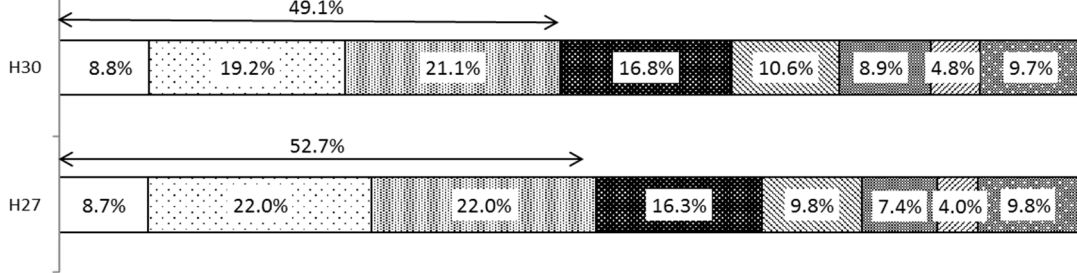
注：施設類型不詳は除く。

図1 認可外保育施設の類型別年齢別利用児童数

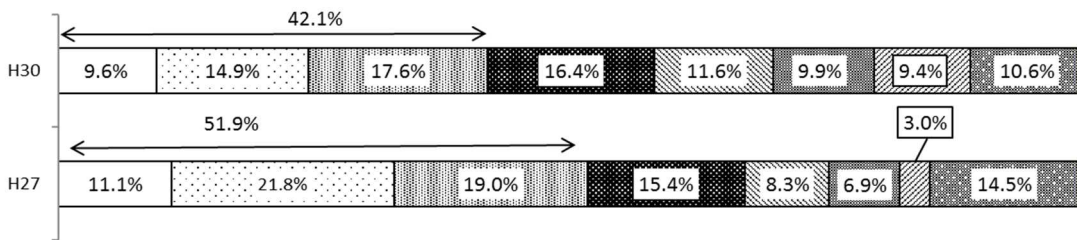
事業所内保育施設



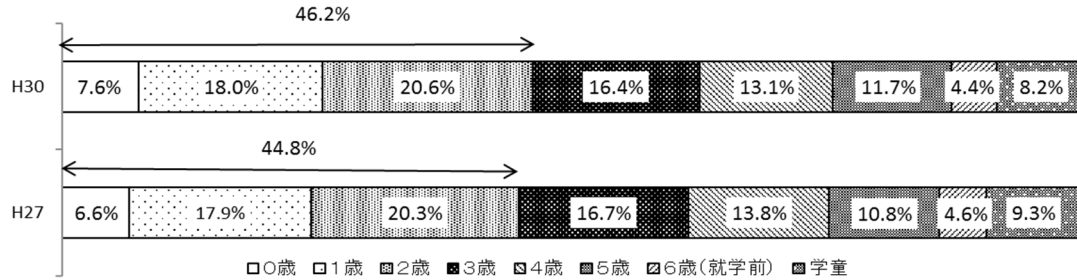
ベビーホテル



ベビーシッター事業者



その他の認可外保育施設



□0歳 □1歳 ■2歳 ■3歳 ■4歳 ■5歳 ■6歳(就学前) ■学童

注：平成30年は平成30年10月1日時点、平成27年は平成27年10月1日時点の児童の状況（満年齢）

2 設置主体

認可外保育施設の設置主体をみると、「事業所内保育施設」は、「株式会社」が50.4%と最も高く、次いで「その他法人」が35.0%となっている。

「ベビーホテル」は、「個人」が39.3%と最も高く、次いで「株式会社」が36.7%となっている。

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は「個人」が69.4%と最も高く、次いで「株式会社」が14.4%となっている。

「その他の認可外保育施設」は「株式会社」が37.8%と最も高く、次いで「個人」が32.9%となっている。（表2）

表2 認可外保育施設の類型別設置主体の状況

	総数	個人	株式会社	社会福祉法人	NPO法人	その他法人	任意団体
総数	100.0%	26.6%	39.7%	4.5%	5.6%	22.3%	1.3%
事業所内保育施設	100.0%	1.6%	50.4%	9.7%	2.6%	35.0%	0.7%
ベビーホテル	100.0%	39.3%	36.7%	1.1%	7.4%	15.1%	0.5%
ベビーシッター事業者	100.0%	69.4%	14.4%	0.3%	5.1%	9.2%	1.7%
その他の認可外保育施設	100.0%	32.9%	37.8%	2.5%	7.2%	17.7%	1.8%

注：1） 「その他法人」とは、「個人」「株式会社」「社会福祉法人」「NPO法人」のいずれにも該当しない法人であり、医療法人、有限会社、商法に基づかない法人等をいう。

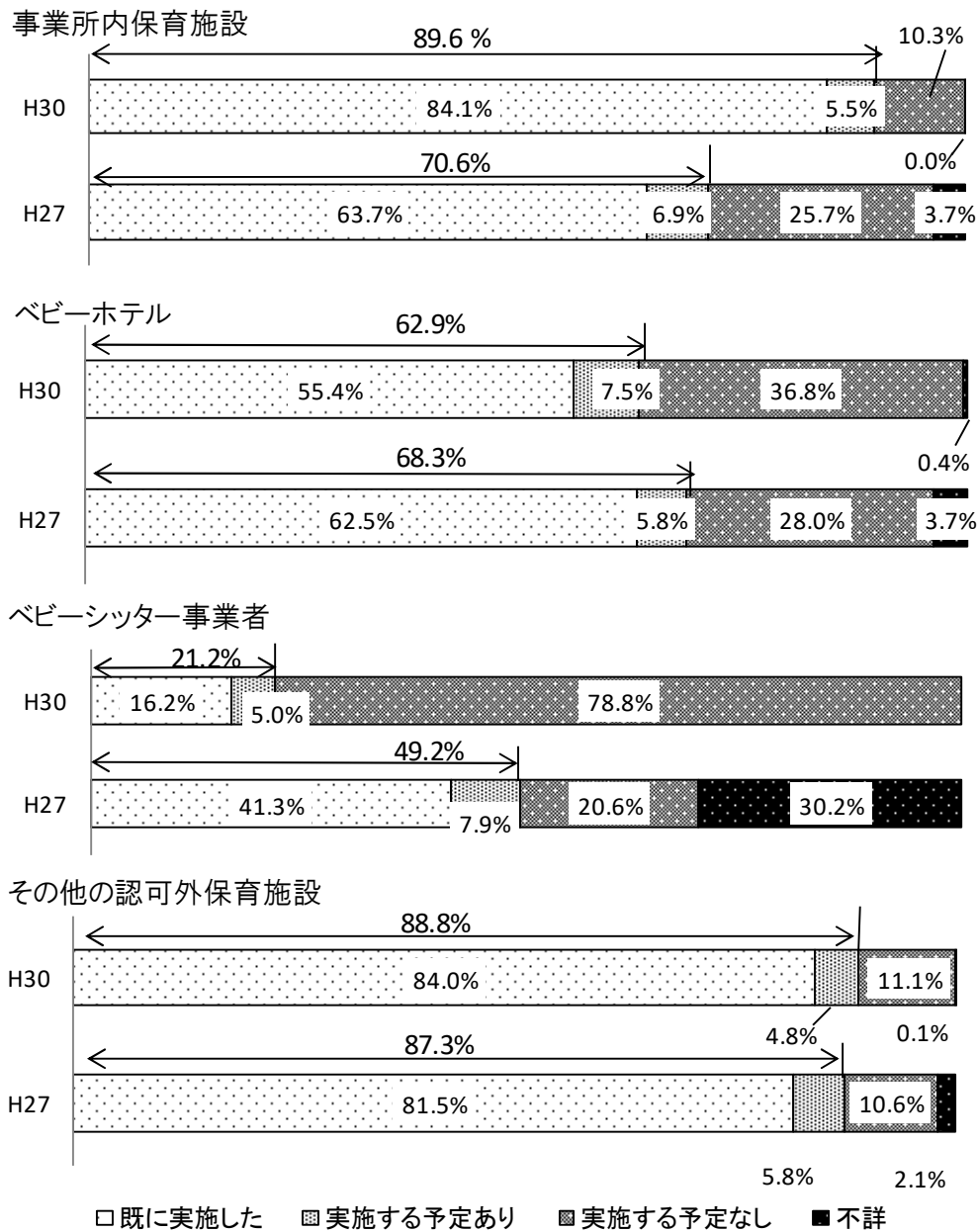
2） 「任意団体」とは、保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体をいう。

3） 施設類型不詳、設置主体不詳は除く。

3 健康診断

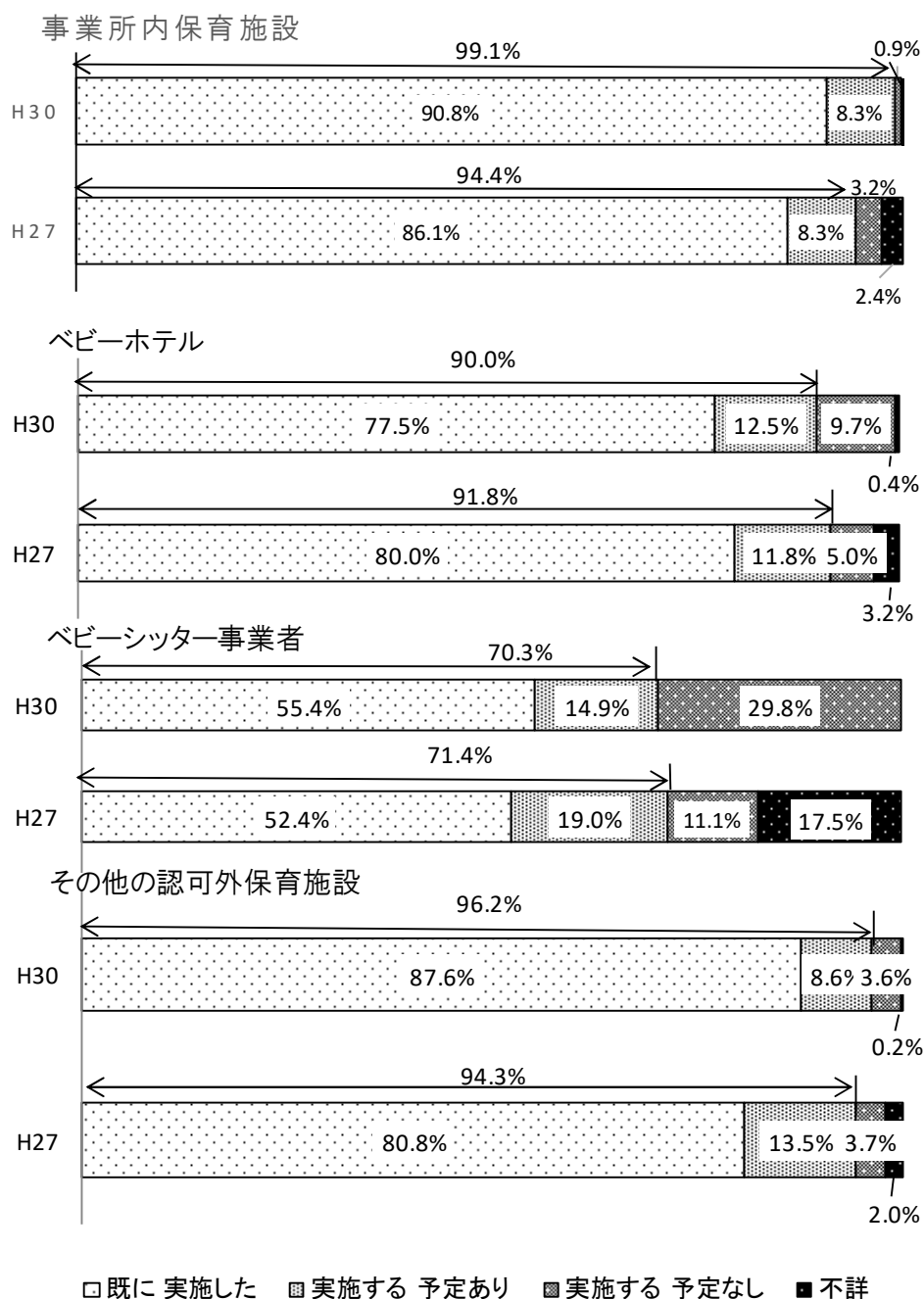
認可外保育施設における児童の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では 89.6%、「ベビーホテル」では 62.9%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では 21.2%、「その他の認可外保育施設」では 88.8%となっている。（図 2）

図 2 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（児童）



認可外保育施設における職員の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では99.1%、「ベビーホテル」では90.0%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では70.3%、「その他の認可外保育施設」では96.2%となっている。（図3）

図3 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（職員）



4 利用料

(1) 月額利用料の状況

認可外保育施設における月額利用料をみると、「事業所内保育施設」では0歳～2歳で「3～5万円未満」、3歳～6歳（就学前）で「1～3万円未満」が最も高くなっている。「ベビーホテル」、「その他の認可外保育施設」では「3～5万円未満」が全ての年齢で最も高くなっている。「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では0歳～1歳で「3万～5万未満」、2歳～6歳（就学前）で「1万円未満」が最も高くなっている（4歳、5歳においては「1～3万円未満」と同割合）。（表3）

表3 認可外保育施設の類型別にみた月額利用料

		利用料					
		総数	1万円未満	1～3万円未満	3～5万円未満	5～7万円未満	7万円以上
事業所内保育施設	0歳	100.0%	5.4%	30.9%	53.9%	7.8%	2.1%
	1歳	100.0%	8.7%	32.1%	49.6%	7.7%	1.9%
	2歳	100.0%	9.5%	32.7%	48.7%	7.2%	1.9%
	3歳	100.0%	12.1%	44.4%	37.9%	3.6%	2.0%
	4歳	100.0%	12.5%	59.8%	23.2%	2.9%	1.7%
	5歳	100.0%	11.7%	60.5%	22.9%	3.1%	1.8%
	6歳(就学前)	100.0%	13.1%	57.9%	24.7%	2.4%	1.9%
ベビーホテル	0歳	100.0%	0.9%	5.0%	44.2%	25.4%	24.6%
	1歳	100.0%	1.3%	7.2%	46.3%	22.6%	22.6%
	2歳	100.0%	1.5%	9.8%	47.4%	19.4%	21.9%
	3歳	100.0%	1.4%	13.6%	48.9%	18.4%	17.8%
	4歳	100.0%	1.3%	15.0%	52.8%	16.6%	14.4%
	5歳	100.0%	1.3%	17.4%	51.8%	16.1%	13.5%
	6歳(就学前)	100.0%	1.2%	19.8%	50.8%	14.9%	13.3%
ベビーシッター事業者	0歳	100.0%	25.0%	7.1%	39.3%	21.4%	7.1%
	1歳	100.0%	28.6%	11.4%	40.0%	17.1%	2.9%
	2歳	100.0%	34.2%	15.8%	31.6%	18.4%	-
	3歳	100.0%	34.2%	23.7%	26.3%	15.8%	-
	4歳	100.0%	32.4%	32.4%	18.9%	13.5%	2.7%
	5歳	100.0%	34.2%	34.2%	15.8%	15.8%	-
	6歳(就学前)	100.0%	46.2%	34.6%	7.7%	11.5%	-
認可外保育施設 その他の	0歳	100.0%	0.9%	8.1%	48.4%	33.5%	9.1%
	1歳	100.0%	1.9%	10.2%	50.8%	29.4%	7.7%
	2歳	100.0%	1.9%	13.6%	51.8%	25.4%	7.3%
	3歳	100.0%	2.2%	20.1%	51.6%	19.3%	6.7%
	4歳	100.0%	2.2%	29.4%	44.8%	16.7%	7.0%
	5歳	100.0%	1.9%	29.6%	44.1%	17.0%	7.3%
	6歳(就学前)	100.0%	2.6%	28.8%	45.0%	15.7%	7.8%

(2) 「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」の時間額利用料の状況

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」の時間額利用料をみると、全時間帯を通じて「1千円未満」か「1～3千円未満」で9割程度であり、「日中」は「会員」「非会員」ともに「1千円未満」の割合が高く、「深夜」は「会員」「非会員」ともに「1～3千円未満」が高くなっている。「早朝」と「夜間」は「1千円未満」と「1～3千円未満」が同程度となっている。（表4）

表4 会員、非会員別にみた各時間帯の時間額利用料

		総数	1千円未満	1～3千円未満	3～5千円未満	5～7千円未満	7千円以上
会員	早朝 5～8時	100.0%	49.8%	47.1%	2.2%	0.2%	0.8%
	日中 8～18時	100.0%	57.4%	36.9%	3.0%	1.0%	1.6%
	夜間 18～22時	100.0%	50.7%	46.5%	1.7%	0.4%	0.6%
	深夜 22～5時	100.0%	35.7%	57.4%	4.3%	1.1%	1.5%
非会員	早朝 5～8時	100.0%	47.7%	46.7%	4.9%	0.1%	0.5%
	日中 8～18時	100.0%	57.3%	36.8%	4.0%	0.9%	1.0%
	夜間 18～22時	100.0%	45.1%	49.7%	4.0%	0.6%	0.6%
	深夜 22～5時	100.0%	35.8%	52.5%	8.5%	1.5%	1.8%

5 施設の今後の方向性等

(1) 施設の今後の方向性

施設の類型別に今後の方向性をみると、「認可保育所等への移行を希望（移行予定を含む）」施設は「事業所内保育施設」で 14.0%、「ベビーホテル」で 26.3%、「その他の認可外保育施設」で 35.2%となっている。（表 5）

※認可保育所等とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）をいう。

表 5 認可外保育施設の類型別にみた今後の方向性

	総数	認可外保育施設として運営を続ける	認可保育所等への移行を希望（移行予定を含む）				不詳
			近々、認可保育所等に移行する予定であり、認可を受ける見込みがある	認可保育所等への移行を希望し、認可基準を満たしているが、認可を受けられない	将来的には認可保育所等への移行を希望しているが、現在のところ、移行の予定はない		
事業所内保育施設	100.0%	80.9%	14.0%	3.0%	2.0%	9.0%	5.1%
ベビーホテル	100.0%	60.3%	26.3%	2.9%	3.8%	19.6%	13.4%
その他の認可外保育施設	100.0%	55.9%	35.2%	9.1%	5.5%	20.5%	8.9%

(2) 認可保育所等になるための基準充足状況

認可外保育施設における認可保育所等になるための基準の充足状況をみると、「事業所内保育施設」、「その他の認可外保育施設」は「認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしている」が最も高く、「ベビーホテル」は「認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしている」と「認可保育所等の基準の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない」が同程度となっている（表6）

表6 施設の類型別にみた認可保育所等になるための基準充足状況

	総数	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしている	認可保育所等の人員配置を満たしているが、設備基準を満たしていない	認可保育所等の人員配置を満たしていないが、設備基準を満たしている	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	64.8%	8.9%	5.5%	11.7%	9.1%
ベビーホテル	100.0%	27.2%	18.1%	7.4%	27.8%	19.5%
その他の認可外保育施設	100.0%	40.2%	17.6%	9.1%	20.8%	12.3%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点をみると、人員配置に関しては「事業所内保育施設」、「ベビーホテル」において「調理員を置いていないため」が最も高い。「その他の認可外保育施設」では「保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため」が最も高くなっている。（表7-1）

表7-1 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の認可保育所等へ移行する上での問題点（複数回答）～人員配置～

	保育従事者に保育士資格を有しない者がおり、且つ配置数も基準に満たないため	保育従事者はすべて保育士資格を有しているが、配置数が基準に満たないため	保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため	調理員を置いていないため	嘱託医がいないため
事業所内保育施設	15.5%	13.0%	37.2%	68.1%	42.0%
ベビーホテル	33.5%	5.6%	56.7%	70.4%	49.8%
その他の認可外保育施設	29.5%	5.4%	62.8%	59.7%	36.9%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点をみると、施設設備に関しては、全ての施設において「調理室または調理設備を有しないため」が最も高く、次いで「乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため」が高くなっている。(表7-2)

表7-2 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の認可保育所等へ移行する上での問題点(複数回答)～施設設備～

	乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため	屋外遊戯場の基準を満たさず、且つ付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等もないため	付近に屋外遊戯場に代わるべき公園はあるが、自治体の方針により、屋外遊戯場がないと認可が得られないため	乳児室・ほふく室・保育室が2階以上に設けられており、耐火建築、避難経路等に関する基準を満たさないため	調理室または調理設備を有しないため	児童用便所を有しないため
事業所内保育施設	30.7%	16.0%	8.3%	10.7%	44.4%	8.7%
ベビーホテル	27.3%	21.1%	8.6%	24.7%	46.1%	24.3%
その他の認可外保育施設	29.3%	10.3%	9.0%	13.7%	41.5%	21.1%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、認可保育所等の基準に満たない点をみると、人員配置・施設設備以外のその他に関しては、「事業所内保育施設」では「最低定員を満たせないため」が最も高く、「ベビーホテル」では「保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため」が最も高かった。(表7-3)

表7-3 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の認可保育所等へ移行する上での問題点(複数回答)～その他～

	最低定員を満たせないため	保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため	その他
事業所内保育施設	15.4%	10.7%	13.1%
ベビーホテル	10.5%	16.1%	13.3%
その他の認可外保育施設	9.8%	9.8%	17.2%

用語の定義

【認可外保育施設の状況（認可外保育施設調査）】

1 「認可外保育施設」

都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所等と同様の業務を目的とする施設。

(1) 「事業所内保育施設」

事業主が従事者のために設置している施設。

(2) 「ベビーホテル」

次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

(3) 「その他の認可外保育施設」

事業所内保育施設、ベビーホテル以外の認可外保育施設。

(4) 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）

子どもの家庭において保育を行う事業者。

2 「保育従事者数」

保育士の資格の有無にかかわらず、保育に従事している者。

3 「認可外保育施設の利用料」

(1) 月額保育料

施設（事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設）が月単位で保育日や保育時間を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。
(給食費や延長料金は含み、入会金やおむつ代などにかかる費用は除いたもの)

(2) 時間額保育料

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）が時間単位の保育料を定め、保育サービスの対価として、保護者が事業者を支払う料金をいう。